

別添様式

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名								
法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
国際交流基金	助成事業等執行型(国際業務)	文化芸術交流	○国際交流基金フォーラム ○芸術交流分野の国内向け助成3事業		○国内映画祭の実施業務			
	助成事業等執行型(国際業務) 資産債務型(事業用)	海外での日本語教育	○外交政策上の必要性の観点から、日本語研修2事業		○在日外交官研修の実施業務			
	助成事業等執行型(国際業務)	日本研究・知的交流						
	助成事業等執行型(国際業務)	国際交流情報の収集・提供及び交流担い手への支援						
	助成事業等執行型(国際業務)	その他	○京都支部図書館					

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-)

法人名		国際交流基金		府省名	外務省	
沿革		・ 1970年代初頭の対米関係の改善等、我が国文化外交の抜本的強化を図るため、福田赳夫元外相の構想により国際文化交流の専門機関(外務省所管特殊法人)として1972年に設立。 ・ 1988年の竹下元総理の「国際協力構想」(平和のための協力強化、ODAの拡充強化、国際文化交流の強化)に基づき、1989年に日本語国際センター、1990年にアセアン文化センターを設置。 ・ 日米両国の世界的視野での交流強化のため、安倍元外相の構想により日米センターを1991年に設置。 ・ 1995年の村山元総理談話に基づく政府の「平和友好計画」により、アジアセンターを1995年に設置(アセアン文化センターを拡充)。 中東イスラムとの交流強化のため、中東センターを2002年に設置。 ・ 日中間の青少年交流強化を目的とする政府間合意(「日中21世紀交流事業」)に基づき、日中交流センターを2006年に設置。				
役職員数(監事を除く。)及び職員数 (平成19年1月1日現在)		役員数			職員数(実員)	
		法定数	常勤(実員)	非常勤(実員)		
		4人	3人	0人	224	
国からの財政支出額の推移 (17～20年度) (単位:百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)	
	一般会計	13,730	13,389	13,049	14,108	
	特別会計	0	0	0	0	
	計	13,730	13,389	13,049	14,108	
	うち運営費交付金	13,730	13,389	13,049	14,108	
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0	
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	
支出予算額の推移(17～20年度) (単位:百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)	
		17,112	17,252	16,175	17,365	

利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）（単位：円）		平成17年度		平成18年度	
		2,051,965,243		1,066,123,217	
		独立行政法人国際交流基金法附則第3条第6項の規定により基金の最初の中期目標の期間における業務の財源に充てることとされている承継積立金の残高、未収収益等の経過勘定の計上等により発生したもの。			
発生要因					
見直し案		第2期中期目標期間においても引き続き、独立行政法人国際交流基金法第14条（積立金の処分）の規定に基づき、中期目標期間終了時において国庫納付等の処理を行う。			
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度		平成18年度	
		345		124	
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円） （【注】行政サービス実施コストについて、平成19年度は予算額、平成20年度は予算要求額をもとに算出。）		平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）
		16,766	17,337	16,000	17,059
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）		運営費交付金を充当して行う業務経費については、平成19年度から効率化の目標値を毎事業年度1.0％の削減から1.2％の削減に引き上げた。また、一般管理費についても、平成19年度から効率化の目標値を10％の削減（平成14年度基準 平成18年度）から15％の削減（平成18年度基準 平成23年度）に引き上げた。自己収入については、外貨建債券の運用、受益者負担の適正化等により平成20年度は対前年度比約4.2％の増収を見込んでいる。 〔業務経費の効率化 150 一般管理費の効率化 74 自己収入の増加 130〕			

中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）

1. 一般管理費の平成14年度比1割削減（平成14年度基準額：4,761百万円）
■全体の削減状況
平成15年度：4,427百万円（対14年度比 7.0%削減） 平成16年度：4,455百万円（対14年度比 6.4%削減）
平成17年度：4,331百万円（対14年度比 9.0%削減） 平成18年度：4,286百万円（対14年度比10.0%削減）
うち、
国内事務所借料の削減：平成14年度：896.8百万円 平成18年度：632.6百万円（対平成14年度比29.5%削減）
→アジアセンターの廃止、本部事務所借料の改定交渉努力等による。

海外事務所借料の削減：平成14年度：832.6百万円 平成18年度：661.4百万円（外貨ベース対平成14年度比20.6%削減）
→ロンドン、シドニー、トロント、ニューヨーク事務所の移転、事務所借料等の改訂交渉努力等による。

その他管理経費の削減：平成14年度：3,031.9百万円 平成18年度：2,907.3百万円（対平成14年度比4.1%削減）
→「行政改革の重要方針」を踏まえるとともに、独自の新給与体系を導入すること等による削減努力。

電話料金節減：平成17年度より光ファイバー回線を導入し、導入しなかった場合と比して、平成18年度は月額基本料金を年額約1百万円（46.7%）削減

印刷製本費節減：平成14年度：7,200千円 平成18年度：3,902千円（対14年度比45.8%削減）

2. 運営費交付金を充当して行う業務経費の毎事業年度1%以上削減
■全体の削減状況
平成16年度削減額：144百万円（1.5%削減） 平成17年度削減額：167百万円（1.7%削減）
平成18年度削減額：173百万円（1.8%削減）
うち、
●日本語教育専門員経費の適正化
今回削減すべき日本語教育専門員経費については、その人員配置の見直し及び諸手当の基準引き下げ改定により、18年度は15年度と比べて目標の5%を上回る33百万円（7.0%）の削減となった。

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		京都支部	日本語国際センター	関西国際センター	海外事務所
	所在地		〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館4F	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-36	〒598-0093 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北3番	全19ヶ所（別紙）
	職員数		1	12	9	57
	支部・事業所等で行う事務・事業名		関西において、国際文化交流に関する情報交換、コンサルティング等を通じた関係者（外国人日本研究者等）とのネットワーク構築、セミナー、ワークショップ等の各種催しの実施。	海外における日本語教育の指導的人材に対する日本語研修、及び日本語教材の開発・寄贈。	各国外交官、公務員等専門家等に対する日本語研修。	所在国及び周辺地域における本部事業の連絡調整、在外事業、国際文化交流の情報収集、ネットワーク形成等業務の実施。
	20年度 予算要求額 （百万円）	国からの財政支出 （対19年度当初予算増減額）	14,108 （+1,059）			
		支出予算額 （対19年度当初予算増減額）	17,365 （+1,190）			

〔注〕概算要求の段階では事務・事業ごとの予算額を算出することが困難であるため、平成20年度要求額（予定）の総額を記入。

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

< 事務・事業関係 >

該当類型			助成事業等執行型(国際業務)	助成事業等執行型(国際業務) 資産債務型(事業用)	助成事業等執行型(国際業務)	助成事業等執行型(国際業務)	助成事業等執行型(国際業務)
事務・事業名			文化芸術交流の促進	海外日本語教育、学習への支援及び推進	日本研究・知的交流	国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援	その他
事務・事業の概要			海外への日本文化・芸術の紹介、国際相互理解の促進や文化芸術分野における国際貢献を目的とした、人物の派遣・招聘、舞台芸術交流、造形美術交流、映像出版交流、市民青少年交流、文化協力。	海外への日本語普及を目的とした、日本語教師の海外派遣等各国日本語教育推進、日本語能力試験、海外日本語教育機関ネットワーク形成・強化、海外日本語教師及び外交官・公務員等日本語学習者を対象とする日本語研修、日本語教材開発・寄贈。	(1)海外における日本理解の増進を目的とした、海外の日本研究機関に対する各種支援(客員教授派遣、研究助成等)、日本研究者に対するフェローシップ供与。(2)国際相互理解や共通課題の解決等を目的とした会議・共同研究等促進、人材支援、指導者交流。	国際文化交流の増進を目的とした、国際交流に関する情報の提供、民間国際交流団体に対するノウハウ提供・顕彰・各種支援、国際交流に関する調査研究等の総合的な企画・実施。	海外事務所の運営、京都支部の運営、国際文化交流のための施設の整備に対する援助(特定寄附金制度)
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)		14,108 (+1,059)				
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)		17,365 (+1,190)				
事務・事業に係る定員(19年度)			32	31	37	18	69
		民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の数、人員等)	外交政策観点から、全世界対象に総合的・全面的に実施している民間主体は見当たらない。	外交政策観点から、全世界対象に総合的・全面的に実施している民間主体は見当たらない。	外交政策観点から、全世界対象に総合的・全面的に実施している民間主体は見当たらない。	外交政策観点から、国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援を総合的に実施している民間主体は見当たらない。	(1)外交政策観点から、国際文化交流を目的とする海外事務所及び京都支部を運営している民間主体は見当たらない。(2)特定寄付金制度は所得税法上の寄付金控除を利用した制度であり、特定公益増進法人、学校法人、社会福祉法人等のうち、税務当局が特に指定・認定した民間法人において類似の寄附金制度の設置・運用を認められていると承知。
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	各国世論は外交政策形成に大きな影響力を有しており、海外における日本理解の増進は日本外交の基盤形成に不可欠の施策である。文化芸術交流事業は世界約6億1千万人の人々に日本文化に直接接する機会を提供している(2006年度実績)。本事業を廃止した場合、諸外国国民が我が国の文化に接する機会を大幅に減少させるとともに、各国における我が国との文化芸術交流の衰退がもたらされる。その結果わが国に対する理解や関心の低下を中長期的に招来し、日本に対する魅力の減退、日本に対する誤った認識に起因する軋轢の増大や、知日派等外交上重要な人脈層の減少等、わが国の対外経済活動を含め国民生活に著しい悪影響を及ぼす恐れがあると考えられる。	各国世論は外交政策形成に大きな影響力を有しており、海外における日本理解の増進は日本外交の基盤形成に不可欠の施策である。 日本語教育事業は全世界297万人以上にする日本語学習者(対2003年度調査比約26%増)、約1万3千の日本語教育機関、約4万4千人の日本語教師(2006年度調査暫定値) のニーズに対応するため、日本語能力試験(2006年度受験者数 約43万人)等の機会と支援を提供している。本事業を廃止した場合、日本語学習者や日本語教師が支援を受ける機会を失うことにより、各国日本語教育の衰退がもたらされる。その結果わが国に対する理解や関心が中長期的に低下することにより、日本に対する魅力の減退、日本に対する誤った認識に起因する軋轢の増大や、知日派等外交上重要な人脈層の減少等、わが国の対外経済活動を含め国民生活に著しい悪影響を及ぼす恐れがあると考えられる。	各国世論は外交政策形成に大きな影響力を有しており、海外における日本理解の増進は日本外交の基盤形成に不可欠の施策である。日本研究事業は全世界約1100以上の日本研究機関、約6000人以上の日本研究者(及び研究者が指導する大学生・大学院生)に対する支援を行っている。本事業を廃止した場合、日本研究機関・日本研究者(日本研究専攻学生)が支援を受ける機会を失うことにより、各国日本研究・知的交流の衰退がもたらされる。その結果わが国に対する理解や関心が中長期的に低下することにより、日本の魅力の減退、日本に対する誤った認識に起因する軋轢の増大や、知日派等外交上重要な人脈層の減少等、わが国の対外経済活動を含め国民生活に著しい悪影響を及ぼす恐れがあると考えられる。	我が国の民間国際文化交流活動の主たる担い手は、民間非営利団体であるが、その大部分が組織・予算規模の小さい団体であり、足腰は未だ脆弱な状況である。国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援は、民間国際文化交流活動を促進・強化する上で必要となる各種情報提供、顕彰事業、連携・協力事業等を行っており、本事業を廃止した場合は、他の手段では入手困難な情報の入手や顕彰の機会を失うため、我が国国民レベルでの文化交流活動の促進に著しい悪影響を及ぼす恐れがあると考えられる。[参考:任意団体が全体の60%、NPO法人が19%、全体の約半数がスタッフ数5名以下の団体、年間事業費が500万円未満の団体が全体の約75%(2003年度概観国際交流調査)。]	(1)基金の海外事務所は、所在国における我が国との国際文化交流の公的な窓口として不可欠な役割を果たしており、本事務・事業を廃止した場合、基金の各種事業の実施が困難となることはもとより、相手国との文化面でのネットワーク形成拠点を失うこととなるため、わが国に対する理解や関心の低下を長期的に招来し、日本の魅力の減退や、日本に対する誤った認識に起因する軋轢の増大等、わが国の対外経済活動を含め国民生活にも著しい悪影響を及ぼす恐れがあると考えられる。(2)特定寄附金制度は、我が国民間企業、団体等が寄附を通じて特定の国際文化交流活動を支援するための有効な方法として、これまで累計約630億円、約1250件の寄附金を受け入れている。本制度を廃止した場合は、国際文化交流への民間資金導入のための有効な方法を喪失することになるため、我が国民間レベルでの国際文化交流活動の促進に著しい悪影響を及ぼす恐れがあると考えられる。

(1)
事務・事業
のゼロベース
での見直し

	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務	主要業務	主要業務	主要業務	主要業務
	事業開始からの継続年数	1972年(人物の派遣・招聘、舞台芸術交流、造形美術交流、映像出版交流)、1973年(市民青少年交流)、1990年(文化協力) 35年	1972年(日本語教師の海外派遣)、1973年(海外日本語教師研修)、1984年(日本語能力試験)、1989年(外交官・公務員等日本語学習者研修、日本語教材開発・寄贈)、2000年(海外日本語教育機関ネットワーク形成・強化) 35年	1972年(日本研究機関支援)、1991年(知的交流(日米センター))、2006年(知的交流(日中センター)) 35年	1972年(国際交流に関する情報の提供、国際交流に関する調査研究)、1973年(民間国際交流団体に対するノウハウ提供・顕彰・各種支援) 35年	1972年(海外事務所、京都支部)、1973年(特定寄附金制度) 35年
	これまでの見直し内容	平成15年度の独法化以降、外交政策上必要な事業への重点化等観点から毎年度事業の見直しを行ってきた。この結果、基金事業の全プログラム数(事業のメニュー)を222(H15)から82(H18)へ約63%削減した。 (廃止)国際交流フォーラム、スポーツ専門家长期派遣助成、特別客員招へい、外国文化紹介グループ招へい、文化財専門家フェローシップ、日本古美術保存専門家招へい・派遣、アジア青年文化奨学金、文化事業専門家フェローシップ等。(新設)企業連携推進事業、パフォーミング・アーツ・ジャパン欧州事業、日中芸術交流等	平成15年度の独法化以降、外交政策上必要な事業への重点化等観点から毎年度事業の見直しを行ってきた。この結果、基金事業の全プログラム数(事業のメニュー)を222(H15)から82(H18)へ約63%削減した。 (廃止)ジャーナリスト日本語研修、日本語教育巡回セミナー、専任講師給与助成、日本語教育フェローシップ、埼玉JET青年日本語研修等(厳選実施)日本語教材寄贈(新設)日本語教育スタンダード推進、ASEAN日本語支援、FTA関連(看護日本語)等	平成15年度の独法化以降、外交政策上必要な事業への重点化等観点から毎年度事業の見直しを行ってきた。この結果、基金事業の全プログラム数(事業のメニュー)を222(H15)から82(H18)へ約63%削減した。 (廃止)学部学生スカラシップ、知的指導者招へい・派遣、派遣フェローシップ(特定地域研究者)、アジアセンター情報交流等(厳選実施)図書寄贈(新設)日・アラブ対話、21世紀日中交流特別事業	平成15年度の独法化以降、外交政策上必要な事業への重点化等観点から毎年度事業の見直しを行ってきた。この結果、基金事業の全プログラム数(事業のメニュー)を222(H15)から82(H18)へ約63%削減した。 (新設)情報センター、JFサポーターズクラブ	(1)平成15年度の独法化以降、一般管理費削減の観点から海外事務所借料の削減に取り組み、平成14年度832.6百万円から平成18年度661.4百万円へ、14年度と比較して目標の15%を上回る20.6%の削減(外貨ベース)を達成した。また、自己収入確保の観点から各事務所において、民間企業からの協賛金等外部資金の導入にも努めてきている。新たな外交ニーズへの対応のため、ニューデリー日本文化センター、モスクワ日本文化センター(予定)及び東南アジア総局を新設した。(2)京都事務所についても、同様の観点から借料の削減に取り組み、14年度と比較した削減額はH18年度で99百万円(48.7%)を達成した。
	国の重点施策との整合性	文化外交は安全保障、経済協力と並ぶ我が国外交政策の柱の一つ。	文化外交は安全保障、経済協力と並ぶ我が国外交政策の柱の一つ。	文化外交は安全保障、経済協力と並ぶ我が国外交政策の柱の一つ。	文化外交は安全保障、経済協力と並ぶ我が国外交政策の柱の一つ。	文化外交は安全保障、経済協力と並ぶ我が国外交政策の柱の一つ。
	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	文化外交の受益者は外交同様に日本国民であり、主な費用の負担が国により賄われることには合理性がある。 但し、基金は、参加者に受益が派生する一部の事業においては、事業の目的・性格と受益者の経済的負担能力を勘案しつつ、当該国際交流事業の目的達成を妨げない範囲内で、受益者負担を求め、基金の事業費を軽減する方針を採っている。 具体的には、催し事業の実施に当たっては、国内外ともに、原則として入場料を徴収している。	文化外交の受益者は外交同様に日本国民であり、主な費用の負担が公(国)により賄われることには合理性がある。 但し、基金は、参加者に受益が派生する一部の事業においては、事業の目的・性格と受益者の経済的負担能力を勘案しつつ、当該国際交流事業の目的達成を妨げない範囲内で、受益者負担を求め、基金の事業費を軽減する方針を採っている。 具体的には、日本語能力試験は受験料、基金海外事務所の日本語講座は受講料等を徴収している。日本語国際センター及び関西国際センターの日本語教師研修及び専門日本語研修に関し、支払能力を期待できる国・地域からの参加者の経費については、受益者負担適正化を図っている。	文化外交の受益者は外交同様に日本国民であり、主な費用の負担が公(国)により賄われることには合理性がある。 海外日本研究及び知的交流の促進を目的とする教育研究教育機関または研究者の支援もしくは国際会議等の個々の事業において、特定の個人や団体に派生的な利益が生じる場合も、事業目的及び社会通念から、受益者負担を求めることは困難。	一般向けの情報提供や広報においては、対象となる個人・団体を受益者として特定し負担を求めることは困難。 但し、広報、情報サービス事業の効果を妨げない範囲で、社会通念上有料化が可能なものは、受益者負担を導入している。(例、定期刊行物『遠近』の販売、一部のイベントの参加費。)	基金海外事務所は、日本文化発信の窓口としての役割を果たすもので、外交と同様に受益者は国民全体であり、主な費用の負担が公(国)により賄われることには合理性がある。 但し、基金は、参加者に受益が派生する一部の事業においては、事業の目的・性格と受益者の経済的負担能力を勘案しつつ、当該国際交流事業の目的達成を妨げない範囲内で、受益者負担を求め、基金の事業費を軽減する方針を採っている。 具体的には、海外事務所の日本語講座等は原則として受講料を徴収。
	財政支出への依存度 (国費 / 事業費)	81.2% (14,108 / 17,365)				

	これまでの指摘に対応する措置	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載
	諸外国における公的主体による 実施状況	主要諸国においては、文化交流に必要な長期・継続性や中立性の観点から、政府とは別の文化交流専門の公的機関を設置し、同機関を中心に政府・民間との連携により文化交流事業を実施するのが一般的である。 (例) 英: プリティッシュ・カウンシル(職員1423人/事業規模1268億円)、独: ゲーテインスティテュート(625人/351億円)、西: セルバンテス・インスティテュート(796人/136億円)、韓: コリア・ファウンデーション(73人/40億円)	主要諸国においては、文化交流に必要な長期・継続性や中立性の観点から、政府とは別の文化交流専門の公的機関を設置し、同機関を中心に政府・民間との連携により文化交流事業を実施するのが一般的である。 (例) 英: プリティッシュ・カウンシル(職員1423人/事業規模1268億円)、独: ゲーテインスティテュート(625人/351億円)、西: セルバンテス・インスティテュート(796人/136億円)、韓: コリア・ファウンデーション(73人/40億円)、中: 孔子学院(非公開)	主要諸国においては、文化交流に必要な長期・継続性や中立性の観点から、政府とは別の文化交流専門の公的機関を設置し、同機関を中心に政府・民間との連携により文化交流事業を実施するのが一般的である。 (例) 英: プリティッシュ・カウンシル(職員1423人/事業規模1268億円)、独: ゲーテインスティテュート(625人/351億円)、西: セルバンテス・インスティテュート(796人/136億円)、韓: コリア・ファウンデーション(73人/40億円)	主要諸国においては、文化交流に必要な長期・継続性や中立性の観点から、政府とは別の文化交流専門の公的機関を設置し、同機関を中心に政府・民間との連携により文化交流事業を実施するのが一般的である。 (例) 英: プリティッシュ・カウンシル(職員1423人/事業規模1268億円)、独: ゲーテインスティテュート(625人/351億円)、西: セルバンテス・インスティテュート(796人/136億円)、韓: コリア・ファウンデーション(73人/40億円)	主要諸国においては、文化交流に必要な長期・継続性や中立性の観点から、政府とは別の文化交流専門の公的機関を設置し、同機関を中心に政府・民間との連携により文化交流事業を実施するのが一般的である。 (例) 英: プリティッシュ・カウンシル(職員1423人/事業規模1268億円)、独: ゲーテインスティテュート(625人/351億円)、西: セルバンテス・インスティテュート(796人/136億円)、韓: コリア・ファウンデーション(73人/40億円)
	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	催し物入場数、報道件数やアンケート、外部専門家の評価等を用いた事業評価で、事業効果を確認している。また、他機関との連携により経費を効率化している。それらの評価結果及び独法評価委員会の評価を通じ、効果が確認されている。 【例】 ● H18年度だけで、海外での日本文化紹介公演、展示及び日本映画上映に、総計121万人以上が来場し(基金主催事業に計41万人、助成事業に計80万人)、その報道件数は総計8千件以上。 ● 第1期中期目標期間中に、日本のTV番組の海外放映を126件実施、日本紹介図書翻訳出版を168件支援。	事業対象日本語教師・学習者の数、アンケート、制作物、諸外国の日本語教育制度発展、定量的に測定した研修効果等の観点に、外部専門家の評価を加えた事業評価で、効果を確認している。また、他機関との連携により経費を効率化している。それらの評価結果及び独法評価委員会の評価を通じ、効果が確認されている。 ● 海外の日本語能力試験(基金実施)受験者数 20.6万人(H16)→25.2万人(H17)→31.5万人(H18) なお、国内及び台湾の受験者数を加えた総数は43.7万人(H18) ● 40か国117ポスト(H18)に日本語教育専門家・教師を派遣。 ● インドネシア、ベトナムで中等教育用日本語教科書を共同開発 ● 第1期中期目標期間(3.5年)中に、日本語国際センターで計1,600人の外国人日本語教師に研修 ● 上記期間中に、関西国際センターでは計1,300人に日本語研修(若手外交官120人の長期研修を含む。)、他	事業参加専門家・学生の数、アンケート、成果出版物、反響、海外日本研究機関の組織的発展等の観点に、外部専門家の評価を加えた事業評価で、効果を確認している。また、他機関との連携により経費を効率化している。それらの評価結果及び独法評価委員会の評価を通じ、効果が確認されている。 【例】 ● 第1期中期目標期間(3.5年)中に、海外の大学・研究所等20ヶ所の日本研究拠点に各種支援実施。 ● 同期間中に、450人の海外の研究者・専門家を研究目的で招聘。	アクセス数、利用者数、アンケート等の具体的指標に、外部専門家の評価を加え、効果を評価している。それらの評価結果及び独法評価委員会の評価を通じ、効果が確認されている。 【例】 ● 基金本部HP訪問数 年276万件(H18) ● 基金JFICライブラリー 来館者14,158人(H18)、 メイルマガジン購読者18,087人(H18年度末)	ライブラリー来訪者数、海外事務所主催事業の入場数及びアンケート等に、外部専門家の評価を加え、効果を評価している。それらの評価結果及び独法評価委員会の評価を通じ、効果が確認されている。 【例】 ● 第1期H15～H18年度: ・海外事務所来訪数81万人 ・日本紹介図書57万冊貸出 ● H18年度実績 ・海外HPに計500万アクセス ・13言語で計年30万部のニューズレター発行 ・海外事務所活動の現地報道は計4,400件
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	不可欠	不可欠	不可欠	不可欠	不可欠

事務・事業の見直し案（具体的措置）			今期中期目標期間中、事業横断的に、業務経費全体について毎事業年度1.2%以上の削減、一般管理費について最終事業年度までに平成18年度比15%の削減、自己収入(20年度)を前年度比4.2%増とする。この目標を達成するため、以下の見直しを行う。 ○国際交流基金フォーラムの廃止 ○芸術交流分野の国内向け助成事業(美術交流国内展助成、国内公演助成、国内映画祭助成)の廃止	今期中期目標期間中、事業横断的に、業務経費全体について毎事業年度1.2%以上の削減、一般管理費について最終事業年度までに平成18年度比15%の削減、自己収入(20年度)を前年度比4.2%増とする。この目標を達成するため、以下の見直しを行う。 ○司書日本語研修事業の廃止 ○豪・NZ日本語教師研修事業の廃止	今期中期目標期間中、事業横断的に、業務経費全体について毎事業年度1.2%以上の削減、一般管理費について最終事業年度までに平成18年度比15%の削減、自己収入(20年度)を前年度比4.2%増とする。	今期中期目標期間中、事業横断的に、業務経費全体について毎事業年度1.2%以上の削減、一般管理費について最終事業年度までに平成18年度比15%の削減、自己収入(20年度)を前年度比4.2%増とする。	今期中期目標期間中、事業横断的に、業務経費全体について毎事業年度1.2%以上の削減、一般管理費について最終事業年度までに平成18年度比15%の削減、自己収入(20年度)を前年度比4.2%増とする。 ○京都支部図書館の廃止
行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）			事業横断的な影響額として、 ・業務経費の節減が行政サービス実施コストに与える影響は、150百万円(減) ・一般管理費の節減が行政サービス実施コストに与える影響は、74百万円(減) ・自己収入の増加努力が行政サービス実施コストに与える影響は、130百万円(減)	同左	同左	同左	同左
理由			国内事業の実施環境、他機関等における同種事業の実施状況等を踏まえ、外交上必要かつ重要な事業への重点化のため、廃止する。	国際社会における日本語学習ニーズの変化を踏まえて、外交政策上必要性の観点から、廃止する。	海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・各地域における日本研究の中核となる機関等に対する支援に重点化する。また、知的交流については、我が国が直面する課題を抱え、早期に関係の改善等必要な国・地域との交流に重点化する。	事業の効果的、効率的な実施を図る。	国内事業の実施環境、他機関等における同種事業の実施状況等を踏まえ、国内機関の運営経費の縮減のため、廃止する。
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	否	否	否	否
	可	事業性の有無とその理由					
		民営化を前提とした規制の可能性・内容					
		民営化に向けた措置					
		民営化の時期					
	否	民営化しない理由	独法移行時において、民間に委ねた場合必ずしも実施されないような外交政策観点からの事業に重点化しており、更に事業性・収益性のある事業は見当たらない。	独法移行時において、民間に委ねた場合必ずしも実施されないような外交政策観点からの事業に重点化しており、更に事業性・収益性のある事業は見当たらない。	独法移行時において、民間に委ねた場合必ずしも実施されないような外交政策観点からの事業に重点化しており、更に事業性・収益性のある事業は見当たらない。	独法移行時において、民間に委ねた場合必ずしも実施されないような外交政策観点からの事業に重点化しており、更に事業性・収益性のある事業は見当たらない。	独法移行時において、民間に委ねた場合必ずしも実施されないような外交政策観点からの事業に重点化しており、更に事業性・収益性のある事業は見当たらない。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業			a施設の管理・運営,b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営,b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営,b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営,b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営,b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否		h 国内映画祭の実施業務	b 在日外交官日本語研修の実施業務	h 否	h 否	h 否
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	民間競争入札	民間競争入札			
			入札実施予定時期	H20年11月頃	H20年2月頃			
			事業開始予定時期	H21年3月頃	H20年7月			
			契約期間	(未定)	H20年7月～H23年3月			
		否	導入しない理由			官民競争入札等に適切な事務・事業が見当たらない。但し、招聘研究者の接遇業務等については競争的方式等により民間事業者に既に委託済みである。	官民競争入札等に適切な事務・事業が見当たらない。但し、定期刊行物の編集作業等については競争的方式等により民間事業者に既に委託済みである。	官民競争入札等に適切な事務・事業が見当たらない。但し、海外事務所の管理業務等については競争的方式等により民間事業者に既に委託済みである。
(4) 他の法人への移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容							
	移管	移管の可否		否	否	否	否	否
		可	移管先					
			内容					
			理由					
		否	移管しない理由	他に当該事業及び類似の事業を実施する独法が見当たらない。	他に当該事業及び類似の事業を実施する独法が見当たらない。	他に当該事業及び類似の事業を実施する独法が見当たらない。	他に当該事業及び類似の事業を実施する独法が見当たらない。	他に当該事業及び類似の事業を実施する独法が見当たらない。
	一体的実施	一体的実施の可否		否	否	否	否	否
		可	一体的に実施する法人等					
			内容					
			理由					
		否	一体的実施を行わない理由	他に当該事業及び類似の事業を実施する独法が見当たらない。	他に当該事業及び類似の事業を実施する独法が見当たらない。	他に当該事業及び類似の事業を実施する独法が見当たらない。	他に当該事業及び類似の事業を実施する独法が見当たらない。	他に当該事業及び類似の事業を実施する独法が見当たらない。

[注] 概算要求の段階では事務・事業ごとの予算額を算出することが困難であるため、平成20年度要求額(予定)の総額を記入。

< 組織関係 >

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	(該当せず)
	理由	(該当せず)
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	本部事務所移転等による国内機関の運営経費の縮減。
	理由	限られた資源で最大限の効果を発揮させる観点から、国内機関の運営経費の効率化を図る。

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況		給与水準・人件費については、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」にしたがって、ホームページによる公表を実施している。
		役職員の給与等の対国家公務員指数(在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成)	対国家公務員指数: 126.1 (在職地域による指数: 113.8、学歴構成による指数: 120.0、在職地域・学歴構成による指数: 107.9)
		人件費総額の削減状況	人件費については、平成18年12月1日に導入した新しい給与制度の運用等により、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に定められた削減(平成18年度から5年間ににおいて5%以上の削減)を実行している(新制度では本俸月額を、国家公務員の平均引下げ率 4.8%から 1.0%上乘し、平均 5.8%引下げた)。平成18年度には、基準年度(17年度)から 0.8%の削減を達成した。
	見状(平成19年4月1日現在)		第1期中期目標期間(15年度下半期～18年度)においては、一般管理費は対14年度比で1割に相当する額の削減を達成、また、運営費交付金を充当して行う業務経費の毎事業年度1%以上の目標を上回る効率化を達成した。第2期中期目標期間(19年度～23年度)においても、以下のような目標を設定し、引き続き効率化に努める。
	一般管理費、業務費等	効率化目標の設定の内容・設定時期	1. 一般管理費(退職手当及び本部移転経費を除く。)について、以下のような合理化や経費の節減によって中期目標期間の最終事業年度までに平成18年度に比べて15%に相当する額の削減を行う。 本部事務所借料について、移転等の措置により削減する。 本部事務所借料以外の運営管理経費について、各種経費の節約、資源の有効利用等により一層節減する。 人件費については、平成18年度からの5年間で5%以上の削減を着実に実行するとともに、前中期目標期間中に導入した新しい給与制度に基づく見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 2 運営費交付金を充当して行う業務経費については、以下のような効率化を行い、毎事業年度1.2%以上の削減を行う。 外部の国際文化交流事業の担い手との連携や受益者負担の適正化等により、国際交流基金が負担する経費を削減する。 各種契約において価格競争をさらに促進すること等により経費を削減する。 デジタル化やインターネット等のIT活用により印刷費や輸送費を節減する。 調達契約において、海外調達の推進や契約の集約・統合等により経費を節減する。
	民間委託による経費節減の取組内容		● 民間への主な業務委託事例 ・日本語国際センター及び関西国際センターにおける施設の運営管理業務 ・中学高校教員招聘事業における国内接遇業務及び国際航空券手配業務 ・日本語能力試験電算処理業務 ・役職員等給与計算業務 等
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況		広域通信網やインターネット網を利用して国内各拠点及び海外事務所間をネットワーク化するとともに、ポータル機能を有するグループウェアの活用や、事業関連情報を体系的に蓄積するデータベースの構築・利用により、情報の共有を促進し、効率的な業務運営を図っている。

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		国に準じた随意契約にすることができる基準額を超えた随意契約については、既にすべてホームページ上で公表している。			
	見直しの方向		随意契約の限度額等、随意契約にすることができる基準については、既に国に準じたものとなっており、これを継続する。			
	関連法人	名称	(財)国際文化交流推進協会	(財)放送番組国際交流センター	(社)日本語教育学会	合計
		契約額	119,444千円	72,682千円	4,839千円	196,965千円
		うち随意契約額 (%)	97,386千円 (81.5%) (企画競争・入札不調を含む)	72,682千円 (100%)	4,839千円(100%)	174,908千円 (88.8%) (企画競争・入札不調を含む)
		当該法人への再就職者（役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名）	2名 ・和久本芳彦 (独立行政法人国際交流基金参与) ・野呂昌彦 (独立行政法人国際交流基金ケルン日本文化会館館長)	該当なし	1名 ・堀内文知 (独立行政法人国際交流基金日本語国際センター副所長)	
	関連法人以外の契約締結先	名称	(別添参照)	(別添参照)	(別添参照)	合計
		契約額	(別添参照)	(別添参照)	(別添参照)	3,728,798千円
		うち随意契約額 (%)	(別添参照)	(別添参照)	(別添参照)	3,214,349千円 (86.2%) (企画競争・入札不調を含む)
		当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）	該当無し	該当無し	該当無し	該当無し
(3) 随意契約の見直し	別紙 2 「独立行政法人における随意契約の見直しについて（依頼）」（平成19年 8 月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡）に記載					
(4) 保有資産の見直し	別紙 3 に記載					

(1) 中期目標の明確化	現状	平成18年度に決定した第2期中期目標（平成19～23年度）で、運営効率化については、一般管理費削減（期間中に15％減）、交付金業務経費削減（毎年1.2％減）、人件費削減（18年度から毎年1％減）等、数量目標を設定した。事業に関しても、数量目標設定が可能なものは数量目標を設定するとともに、事業分野別に、重点をおくべき事業及び施策ならびに様々の留意事項を具体的に詳しく明示し、中期目標を具体的で明確なものにしている。また、これによって目標達成状況の具体的な点検、評価も可能となる。
	今後の取組方針	中期目標において明示された、重点をおくべき事業及び施策ならびに様々の留意事項を踏まえ事業実施をすることにより、着実な目標達成を図る。また、基金内部でさらに実務的な下位目標の設定も進めることで、明確な目標設定に基づいた成果（アウトカム）指向の事業実施と事業評価を組織内に根付かせる。

(2) 国民による 意見の活用	現状	国際交流基金では、主として以下に挙げる3つの方法により国民による意見の活用に努めている。 イ. 事業諮問委員会の設置 事業分野毎及び重点国毎に以下の通り事業諮問委員会を設置し、外部の有識者(学者、文化人、企業関係者、市民団体関係者等)から幅広く基金の事業運営についての意見を吸い上げる仕組み設けている。 ロ. 「評価に関する有識者委員会」の設置 外部の有識者で構成される「評価に関する有識者委員会」を独自に設置し、外務省独立行政法人評価委員会に対する毎年度の業務実績報告(中期目標の達成状況)に際して、予め「評価に関する有識者委員会」において第三者的な見地から外部評価を依頼し、その客観性を高めるよう努めている。 ハ. 市民会員制度「JFサポーターズ・クラブ」の設置 市民会員制度「JFサポーターズ・クラブ」を設置し、各種催しや専用インターネットサイト等を通じて、一般市民からの基金の運営に関する意見を吸い上げる仕組み設けている。
	今後の取組方針	上記3つの方法を通じて、運営や中期目標の達成状況について今後も幅広い国民各層の意見を反映させていく。
(3) 業務運営 の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	本部総務課において関係法令や内部規程等を整備し、文書審査等の日常業務において、各職員に対して法令遵守の観点から指導・助言することにより、コンプライアンス体制の強化をはかっている。また、監査室において書面監査、会計監査及び業務監査を実施している。
	今後の取組方針	職員の法令遵守意識の強化及び業務における適正性の確保のため、業務の効率化や責任体制の明確化を目指して決裁規程等の各種内規の見直しをすすめるとともに、内部監査の充実を図る。
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	年度途中に発生する外交上のニーズ等に機動的に対応するため、予算執行管理システムによるきめ細やかな予算執行状況の把握を通じて、効率的・効果的な予算の執行管理に努めている。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	上記執行管理に際し、各課毎に予算担当者を1名ずつ指名し、プロジェクトレベルでの収支管理を行わせている。
	今後の取組方針	今後も同様の取り組みを継続する。

(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容 (平成 1 8 年度実績)		財源	金額 (単位 : 千円)
	共同研究資金		(該当なし)	
	利用料		(「その他収入」に含まれる)	
	寄付金		一般寄附金 (1,181件)、特定寄附金 (44件)	711,999
	知的財産権		(「その他収入」に含まれる)	
	その他		・【運用収入】 1,987,251 ・【承継積立金取崩収入】 1,205,909 ・【その他収入】 318,789	3,511,949
	計			4,223,948
	見直し案		資金の運用については、安全性、安定性を重視しつつ、より効率的な運用を行う。外国通貨による支払経費の財源を安定的に得るために外貨建債券による運用も行いつつ、その収入確保に努める。なお、資金運用にあたっては、適正かつ効率的な管理責任体制を整備する。 事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受け入れを促進していく。また、財政的基礎 (運用資金) に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても受け入れを図る。 経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催し事業における入場料等の受益者負担の適正化を図る。また、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。	
(6) 情報公開の取組状況		最近改善した例	ホームページ上でのブログ開始、動画配信サイトの開始など新しいツールの導入により国民との接点を広げ、各種事業やイベントの内容紹介、報告、所感などの情報を、わかりやすい表現や映像、音声により随時発信する体制を強化した。 また、国民にとって見えにくい海外事務所の活動内容を紹介するため、「海外ネットワーク」サイトの立ちあげや、イベント「海外事務所の報告シリーズ」(職員による活動報告イベント)の開始により、各海外事務所の活動に関する情報提供に積極的に取り組んでいる。	
		今後改善を予定している点	ウェブページのリニューアルに着手し、よりわかりやすく、必要な情報にアクセスしやすいホームページにするとともに、提供する情報の質と量について更なる充実をはかり、国民の視点に立った、より積極的な情報発信に取り組む。	
その他				

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	外務省
-----	-----

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
	助成事業等執行型 (国際業務)	文化芸術交流	平成18年度	事業の重点化 (政府間の合意に基づく大型の周年事業の中核となる事業や、相手国側機関からの要請又は協力に基づく事業等、外交政策上必要かつ重要な事業に重点化)	政独委		(1)外交の節目となる大型周年事業については、平成19年度、日中文化・スポーツ交流年、日印交流年、日タイ修好120周年、日伯交流年(2008年1～3月分)等のための事業を優先的に実施。20年度事業については、日伯交流年、日インドネシア友好年、日・ドナウ交流年、日本・メコン交流年等を優先対象に指定し、これらに関する事業は優先的に採用する方針。 (2)その他、相手国との外交上特に優先すべき事業として在外公館が指定する「特記事項」案件を、毎年度の事業計画審査において優先的に採用、実施。 (3)上記に該当する案件の少ない日本国内の事業は、割合を縮小。特に、国内での助成事業各プログラムは、対象をより限定または廃止の方向で見直しを進めている。
	助成事業等執行型 (国際業務)	文化芸術交流	平成18年度	事業の重点化(市場化テスト)	政独委		官民競争入札等監理委員会の指導に沿い、国内映画祭事業の市場化テスト実施予定。(20年度～)
	助成事業等執行型 (国際業務)	文化芸術交流	平成18年度	事業の重点化(国際交流基金フォーラム廃止)	政独委		国際交流基金フォーラム事業及び施設を、18年度末までで廃止。(18年度)
	助成事業等執行型 (国際業務)	文化芸術交流	平成18年度	関係行政機関、民間団体等との連携による業務運営の効率化	政独委		従来より大半の国内事業を他団体との共催・費用分担で実施しているが、更に引き続き文化庁他関連行政機関や民間団体との情報共有、連携を強化すべく措置を講じている。
	助成事業等執行型 (国際業務) 資産 債務型(事業用)	日本語	平成18年度	事業の重点化(各国・地域の日本語教育発展段階に応じた対象と目標の明確化)	政独委		第2期中期目標、中期計画において、各国・地域の日本語教育発展段階に応じた目標、重点を定めた。
	助成事業等執行型 (国際業務) 資産 債務型(事業用)	日本語	平成18年度	事業の重点化(日本語教育スタンダードの構築、日本語講座運営を通じた支援等への、事業形態の重点シフト)	政独委		日本語教育スタンダードを開発中(21年度公表予定)。 海外日本語講座展開のため準備・計画中。
	助成事業等執行型 (国際業務) 資産 債務型(事業用)	日本語	平成18年度	受益者負担適正化(海外事務所の日本語講座受講料、日本語能力試験受験料)	政独委		従来より各地の事情に応じて受講料、受験料を徴収しているが、今後さらに事業経費効率化のための適正化を進める。なお、日本語能力試験については、基金に還元されるの受験料収入を以下のように大幅に増やしつつある。(H19年度は見込み) 17年度 21百万円 18年度 124百万円 19年度 196百万円

国際交流基金	助成事業等執行型 (国際業務)	日本研究・知的交 流事業	平成18年度	事業の重点化 (日本研究支援は、各国・地域の中核となる機 関に重点化。知的交流は、直面する課題を抱 え早期に関係改善又は発展に取り組むべき 国・地域との交流に重点化)	政独委	海外日本研究支援は、公募中心の助成事業から、中 長期戦略に基づき日本側が選ぶ拠点機関への支援 へと、事業形態を転換。(19年度～) 知的交流事業では、日中の若い世代の相手国に対す る意識改善を図る日中交流センター事業(中国国内で の「ふれあい拠点」設置を含む。)を強化している。(18 年度～) また、両事業において、一部のプログラムの廃止等 により重点化促進。(19年度～)
	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(国内機関・ 海外事務所の運 営)	平成18年度	国内機関の運営経費の縮減	政独委	借料等一般管理費縮減のための本部移転を検討中。
	助成事業等執行型 (国際業務) 資産 債務型(事業用)	その他(国内機関・ 海外事務所の運 営)	平成18年度	日本語国際センター及び関西国際センターの 運営見直し(必要性が低下した研修の廃止)	政独委	在外邦人日本語教師研修(日本語国際センター)、 豪・ニュージーランド日本語教師研修(同)及び司書日 本語研修(関西国際センター)を、19年度までで廃止 または休止措置を決定(20年度～)
	助成事業等執行型 (国際業務) 資産 債務型(事業用)	その他(国内機関・ 海外事務所の運 営)	平成18年度	日本語国際センター及び関西国際センターの 運営見直し(市場化テスト)	政独委	官民競争入札等監理委員会の指導に沿い、在日外交 官日本語研修の市場化テスト実施予定。(20年度～)
	助成事業等執行型 (国際業務) 資産 債務型(事業用)	その他(国内機関・ 海外事務所の運 営)	平成18年度	日本語国際センター及び関西国際センターの 運営見直し(受益者負担の適正化)	政独委	海外日本語教師研修(日本語国際センター)及び研究 者・大学院生日本語研修(関西国際センター)につい て、20年度分(19年度中に募集)から、先進国からの 参加者の受益者負担を増やす措置。(20年度～) 今後の追加措置は、応募数等への影響を測りつつ検 討する。
	助成事業等執行型 (国際業務) 資産 債務型(事業用)	その他(国内機関・ 海外事務所の運 営)	平成18年度	日本語国際センター及び関西国際センターの 運営見直し(宿泊施設稼働率向上)	政独委	研修事業以外での宿泊施設活用の拡大や受託事業 増加による稼働率向上を引き続き図っている。 過去3ヵ年の両センター平均稼働率は次の通り向上。 16年度 54% 17年度 59% 18年度 62%
	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(国内機関・ 海外事務所の運 営)	平成18年度	海外事務所の運営見直し(機能、役割をさらに 明確化、外部リソースや海外職員活用、経費 縮減)	政独委	新たな中期目標、中期計画で、海外事務所の果たす べき機能、役割をさらに明確に定めた。(19年度～) 海外現地職員の有効活用と費用コントロールのため、 統一的なガイドラインを策定中(19年度～)。 さらなる外部リソース導入による経費を抑えた運営・ 活動を図っている。 (例、19年2月よりエジプトでは、現地企業から無償に てスペース提供を受けて日本語講座開設など。)
	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(業務全般)	平成18年度	中期目標等における業務の重点化や効率化 に向けた取組みの明確化	政独委	第2期中期目標、中期計画(19年度～)において、基 金の任務・役割と、重点化、効率化の方針を明記し、 達成すべき内容を可能な限り具体的に示した(19年 度)。 今後さらに事業の客観的評価方法の向上に努めると ともに、引き続き決算・セグメント情報の公表他、外部 公開性の充実に努める。

	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(業務全般)	平成18年度	効率化目標の設定及び総人件費改革	政独委	第2期中期計画(19年度～)にて、一般管理費は中期目標期間5ヵ年中に15%削減、運営費交付金を充当する事業費は毎年1.2%削減の目標を設定した。 また、総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」等に基づき、5年間で5%以上の人件費削減と、人件費改革の平成23年度まで継続を中期計画等で定めた。 (19年度～) なお、基金は18年度、人件費効率化のため新人事給与制度を導入するとともに、国家公務員よりさらに1%厳しい引下率(国家公務員平均 4.8%に対して基金は平均 5.8%)で給与水準を下方改定した。 その結果、勤務地域と学歴を考慮に入れたラスパイルズ指数は108.9(17年度)から107.9(18年度)へ低下。
	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(業務全般)	平成18年度	財政支出の削減、一般管理費等の見直し	行政減量・効率化有識者会議(独法共通指摘)	
	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(業務全般)	平成18年度	随意契約の見直し	政独委及び行政減量・効率化有識者会議(独法共通指摘)	国における随意契約の適正化の取組みをふまえ、平成18年度より一定額以上の随意契約のホームページ上の公表を開始し、また随意契約によることができる限度額等の基準について国の基準に準じたものとした。また、契約全体における一般競争入札、企画競争・公募の割合を着実に増大し、今後更に随意契約適正化をより一層促進し一層の業務運営の効率化を図る。
	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(業務全般)	平成18年度	資産の有効活用等に係る見直し	政独委	平成18年度末には国際交流基金フォーラムを廃止し、また、職員宿舍のうち保有していくことの必然性が乏しい2宿舍の売却を決定した。今後も引き続き、基金の保有する資産の売却等により、土地・建物等の効率的な活用を促進するよう見直しを行うものとする。
	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(業務全般)	平成18年度	自己収入の増大	行政減量・効率化有識者会議(独法共通指摘)	経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催し事業における入場料等の受益者負担の適正化を進めている。また、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。
	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(業務全般)	平成18年度	市場化テスト等の活用	同上	「文化芸術交流 事業の重点化(市場化テスト)」及び「日本語国際センター及び関西国際センターの運営見直し(市場化テスト)」を参照
	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(業務全般)	平成18年度	組織及びその運営の見直し(組織のあり方)	同上	国内施設の内、国際交流基金フォーラムを18年度までで廃止した。(18年度)
	助成事業等執行型 (国際業務)	その他(業務全般)	平成18年度	独法の運営(明確な目標設定、独法の果たすべき任務の明確化)	同上	第2期中期目標、中期計画(19年度～)において、外務省と基金の任務・役割分担と連携関係を明確に示し、日本語事業の方向性その他、基金の重点化すべき任務と目標を定めて、重点をおくべき事業及び施策ならびに様々の留意事項を具体的に詳しく明示した。 (19年度) また、今後さらにアウトカム指向の目標設定、評価を強化すべく努める。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。
なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

法人名		国際交流基金		府省名		外務省		
(国際業務)								
事務・事業の名称			1 文化芸術交流 2 海外での日本語教育 3 日本研究・知的交流 4 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援 5 その他					
事務・事業の内容			1 文化芸術交流:人物の派遣・招聘、舞台芸術交流、造形美術交流、映像出版交流等。 2 海外での日本語教育:日本語教師の海外派遣、日本語能力試験、海外日本語教師研修等。 3 日本研究・知的交流:海外の日本研究機関に対する各種支援等 4 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援:民間国際交流団体に対する情報・ノウハウ提供、顕彰、各種支援、国際交流に関する調査研究等。 5 その他:海外事務所の運営等。					
国からの財政支出額 (百万円)			14,108		支出予算額 (百万円)		17,365	
対19年度当初予算増減額			1,059		対19年度当初予算増減額		1,190	
事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化()	事業の廃止・縮小	歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえた、事務・事業の廃止、縮小の検討	喫緊の課題である外交力強化の必要性に照らし、文化外交実施体制の見直しの中において、国際交流基金の業務・組織について、機能の強化と、より一層の効率化の観点から、今期中期目標期間中に以下の通り見直しを行うこととする。 1. 文化芸術交流:国際交流基金フォーラムの廃止、芸術交流分野の国内向け助成3事業(美術交流国内展助成、国内公演助成、国内映画祭助成)の廃止 2. 海外での日本語教育:司書日本語研修事業の廃止、豪・NZ日本語教師研修事業の廃止 3. その他:京都支部図書館の廃止					
		理由	1. 国内事業の実施環境、他機関等における同種事業の実施状況等を踏まえ、外交上必要かつ重要な事業への重点化のため、廃止する。 2. 国際社会における日本語学習ニーズの変化を踏まえて、外交政策上必要性の観点から、廃止する。 3. 国内事業の実施環境、他機関等における同種事業の実施状況等を踏まえ、国内機関の運営経費の縮減のため、廃止する。					
	トータルコスト最小化への見直し	欠損金が発生しうる場合の仕組の概要	(該当なし)					
		繰越欠損金の額 (H18年度末)	(該当なし)					
		発生理由 (H18年度)	(該当なし)					
		発生した場合の処理方針	(該当なし)					
		繰越欠損金の推移	(該当なし)					
		見直し案	(該当なし)					
	事業効果(事前、事後)()	実施状況	原則全ての事業プログラムにおいて、必要性、有効性、効率性等の観点から事業案件の事前評価を行っている。また、全事業プログラムにおいて、事業実施後、評価指標に沿ってデータを収集・集計し、外部専門家による評価も加えて、プログラム毎の事後評価を行っている。民間の財団関係者、学識経験者、ジャーナリスト等で構成する、評価に関する有識者委員会を設置し、毎年度の業務評価(事後評価)の全体を同委員会に諮り、自己評価の妥当性を点検している。					
		見直し案	国際文化交流事業の成果の測定はその性質上困難さも存在するが、今後も評価手法の妥当性を高めるよう努める。具体的には、評価指標データ収集方法(アンケート)や目標設定の方法のさらなる見直しと改良を通じて評価の妥当性や説得力を高めるとともに、より成果(アウトカム)指向の評価方法に向けて引き続き評価方法の改善を図る。					
公表状況・公表方法		外務省独立法評価委員会による基金業務の評価の結果及び委員会(分科会含む。)の議事概要は外務省HPで公表している。また、基金の設ける、基金評価のための有識者委員会の評価結果と議事概要は、毎年度の業務実績報告書とともに基金のHPで公表している。						
見直し案		個別事業プログラムの評価における、外部専門家の評価の内容など、評価の結論だけではなく結論に至るプロセスに関する情報についても可能なものは公表し、評価の対外的公開度をさらに高める。						
随契に関する見直し方針()			(別途「随意契約見直し計画」を提出)					
一般管理費の削減目標()			一般管理費(退職手当及び本部移転経費を除く。)について、以下のような合理化や経費の節減によって中期目標期間の最終事業年度までに平成18年度に比べて15%に相当する額の削減を行う。 ● 本部事務所借料について、移転等の措置により削減する。 ● 本部事務所借料以外の運営管理経費について、各種経費の節約、資源の有効利用等により一層節減する。 ● 人件費については、平成18年度からの5年間で5%以上の削減を着実に実行するとともに、前中期目標期間中に導入した新しい給与制度に基づき見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。					
業務費の削減目標()			運営費交付金を充当して行う業務経費については、以下のような効率化を行い、毎事業年度1.2%以上の削減を行う。 ● 外部の国際文化交流事業の担い手との連携や受益者負担の適正化等により、国際交流基金が負担する経費を削減する。 ● 各種契約において価格競争をさらに促進すること等により経費を削減する。 ● デジタル化やインターネット等のIT活用により印刷費や輸送費を節減する。 ● 調達契約において、海外調達の推進や契約の集約・統合等により経費を節減する。					

[注] 概算要求の段階では事務・事業ごとの予算額を算出することが困難であるため、平成20年度要求額(予定)の総額を記入。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	国際交流基金		府省名	外務省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	日本語研修施設(日本語国際センター及び関西国際センター)の運営				
資産との関連を有する事務・事業の内容	日本語国際センター:海外における日本語教育の指導的人材に対する日本語研修、及び日本語教材の開発・寄贈。 関西国際センター:各国外交官、公務員等専門家等に対する日本語研修。				
国からの財政支出額 (百万円)	14108	支出予算額 (百万円)	17365		
対19年度当初予算増減額	1,059	対19年度当初予算増減額	1,190		
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	実物資産については、別紙3にのみ記入。 金融資産・積立金については、別紙に計上した金融資産のうち、上述の事務・事業と関連を有する資産の具体的内容と見直しの具体的措置内容・理由を簡潔に記載すること。				

[注] 概算要求の段階では事務・事業ごとの予算額を算出することが困難であるため、平成20年度要求額(予定)の総額を記入。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

所管する府省庁名を記入

府省名： 外務省			独立行政法人名： 独) 国際交流基金				
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
1	日本語国際センター	3	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-36	1	3	12,289.35	3,651.00
2	関西国際センター	3	大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北3-14	1	3	20,716.00	4,418.00
			以下の番号を記入				
			1：東京都千代田区・中央区・港区内 2：東京都23区内(1に該当するものを除く) 3：1及び2に該当しないもの				
「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月29日改訂)における「第11 有形固定資産」のうち、「(1)建物及び付属設備」、「(2)構築物」及び「(7)土地」に該当するものに限り、18年3月31日時点(以下、別途の注がない限りすべて同様)の状況について、以下の方針に基づき列挙する。 1. (2)は独立してNo.を付すことはせず(7)と同一のNo.とする。 (その)B/S価格は、(2)と(7)の合計額を「計」、(2)に係る価額を「その他」、(7)に係る価額を「土地」に記載する。 2. (1)・(2)・(7)が同一の区画内にある場合 同一のNo.として、施設名等には(1)の名称を記入する。 (その)B/S価格は、(1)・(2)・(7)の合計額を「計」、(1)に係る価額を「建物」、(2)に係る価額を「その他」、(7)に係る価額を「土地」に記載する。 3. 単一の区画である(7)の上に複数の(1)がある場合など、(7)を切り分けることができない場合 (1)と(7)につき、同一でないNo.の下、それぞれ記載する。 ただし、この場合にも、(7)が(2)を伴う場合には、1.の処理に従うものとする。なお、記載にあたり、これらのNo.が連続したものとなるように留意する。			以下の番号を記入				
			1：敷地すべてが当該独立行政法人の保有 2：敷地すべてが国有 3：敷地すべてが公有(国有を除く) 4：敷地の一部のみを当該独立行政法人が保有し、残余は国有 5：敷地の一部のみを当該独立行政法人が保有し、残余は公有(国有を除く) 6：敷地の一部のみを当該独立行政法人が保有し、残余は私有 7：上記1～7いずれにも該当しないもの				
			以下の番号を記入				
			1：各独立行政法人が単独にて使用する庁舎等 (2及び3に該当しない全ての施設等) 2：同一所管府省内の2以上の独立行政法人が共同して使用する庁舎等 3：2以上の所管府省内の2以上の独立行政法人が共同して使用する庁舎等				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1		1,693	0	1,571	122	230	4	1 (研修事業)	埼玉県浦和地方庁舎	
2		3,821	0	3,542	279	149	4	1 (研修事業)		
	地方自治体等との合築等、法定容積率の利用率に影響を与える特別の事情を記入								隣接する地方自治体等の庁舎等があれば記載	
		バランスシート(18年3月31日時点)に記載された計数の内数を記入。減価償却累計額控除後ベースとする。								
		18年1月1日時点の相続税路線価(18年8月公表)を記入(ただし、空港等路線価の不明な地点については、概算評価額を敷地面積で除した㎡当たりの単価を斜体にて記入)				以下の番号を記入 1 : 事務所 2 : ホール 3 : 会議所 4 : 研修・教育施設 5 : 宿泊施設 6 : 展示施設 7 : 未利用資産 8 : 宿舍 9 : 上記1～8いずれにも該当しないもの 2つ以上に該当する場合には、3/6 といったように記入。				
								以下の番号を記入 1 : 事業用資産 2 : その他の資産 また、()内に、当該資産と関連を有する事務・事業の名称を記載。	国交省が18年8月に公表した耐震診断結果を記入、診断を受けていない場合には空欄とする。(評価基準については、震度6強～震度7程度の大規模地震を前提に、安全性の低い方から順にa,b,c,dと評価される)	

実物資産の処分に係る具体的措置(その)

法人名	独) 国際交流基金			府省名	外務省
No.	1	施設名	日本語国際センター及び関西国際センター	用 途	4 (研修・教育施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 該当なし 可能な限り、定量的な記載とする 用途に関する前述の番号を付した上で、()書きにて、具体的な用途の詳細を記述					
○ 売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 両センターは海外から招聘して長期滞在する研修生のための単なる宿泊施設ではなく、研修のための各種教室や教材開発のための教材制作室、研修生自身の学習研究活動の便宜をはかるための図書館、自習室等の付帯施設を備えた総合施設であるため、日本語研修、日本語教材開発・寄贈事業を実施して行く上で自らの保有が必要不可欠である。 また、施設近隣の自治体やその関連団体、日本語教育・外国語教育に関する活動や日本文化・外国文化紹介等の国際文化交流活動を実施する団体、基金事業に関係する個人の利用も可能となっており、地域における国際文化交流の拠点としての役割も担っている。 なお、日本語国際センター及び関西国際センター共に、建物は自己所有(固定資産税は各地方自治体の条例により免除)であるが、土地については上記趣旨に賛同する各所在地の地方自治体より、それぞれ長期無償貸付を受けている。このため、単に建物だけの民間への売却や処分を検討することは不可能という状況にある。 参考 ・日本語国際センター : さいたま市よりS62.11.1~H29.10.30までの30年間無償貸付。 ・関西国際センター : 大阪府よりH9.4.1~H39.3.31までの30年間無償貸付。					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 国際交流基金		府省名	外務省	
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)					
A 合 計	A 合 計	:	98,799 百万円	内 貸付金 :	0 百万円
				内 割賦債権 :	0 百万円
	B 現金及び預金	:	5,654 百万円	【参考】預金には、この他、B/S上の「投資その他の資産」に、長期預金として1,700百万円を計上している。	
	C 有価証券	:	7,954 百万円		
	D 受取手形	:	0 百万円	内 貸付金 :	0 百万円
	E 売掛金	:	0 百万円	内 割賦債権 :	0 百万円
	F 投資有価証券	:	85,191 百万円		
	G 関係会社	:	0 百万円	… 関係会社株式	
	H 関係会社	:	0 百万円	… その他の関係会社有価証券	
	I 長期貸付金	:	0 百万円	… J・K以外の長期貸付金	
	J 長期貸付金	:	0 百万円	… 役員又は職員に対するもの	
	K 長期貸付金	:	0 百万円	… 関係法人に対するもの	
	L 破綻債権等	:	0 百万円	内 貸付金 :	0 百万円
				内 割賦債権 :	0 百万円
M 積立金	:	0 百万円			
N 出資金	:	0 百万円			
A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成17年6月29日改訂）における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。 A：B～Lの合計値 / B：「第9 流動資産」(1) / C：同(2) / D：同(3) / E：同(4) F：「第13 投資その他資産」(1) / G：同(2) / H：同(3) / I：同(4) / J：同(5) / K：同(6) / L：同(7) / M及びN：同(12)					

【注】国際交流基金は、独立行政法人国際交流基金法第15条に定められている業務の運営に必要な財源を得るために設けられた運用資金並びに業務上の余裕金を、法令の定めに従って、債券、銀行預金等で運用を行っている。「C 有価証券」及び「F 投資有価証券」の全て及び「B 現金及び預金」のうちの預金の大半は、その平成18年度末の帳簿残高（保有額）である。

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 国際交流基金	府省名	外務省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 該当なし 可能な限り、定量的な記載とする			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性 該当なし			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性 該当なし			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 該当なし			